

## 横浜市里親支援事業実施要綱

制 定 平成 29 年 7 月 28 日 ここ第 5894 号（局長決裁）

最近改正 令和 4 年 2 月 1 日 ここ第 8678 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、保護を要する児童に対し、家庭における養育環境と同等の養育環境において継続的に養育されるよう里親等への委託を推進するための里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

### （実施主体）

第 2 条 この事業の実施主体は横浜市とする。ただし、第 4 条各号に掲げる事業内容の全部または一部について、適切に実施することができると認められた者に委託して実施できることとする。

### （里親支援機関の指定）

第 3 条 横浜市と連携し、第 4 条に掲げる事業を実施する場合、委託先を里親支援機関（A 型）として指定する。

- 2 所管区域外においても、第 4 条に掲げる事業を適切に実施することができると認められた者についても、里親支援機関（A 型）として指定し、委託を行う。
- 3 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く乳児院又は児童養護施設であって、事業の委託を受けずに第 4 条に掲げる事業を行なっている者については、その役割を明示するため、里親支援機関（B 型）として指定する。
- 4 里親支援機関の指定にあたっては、里親支援機関の指定を受けようとする者は、関係書類を添えて横浜市里親支援機関申請書（第 1 号様式）を市長あて提出する。
- 5 前項の届出書が提出された場合は、申請者が里親支援機関として適当かどうか審査し、適否について、横浜市里親支援機関の指定について（第 2 号様式）により申請者あて通知する。
- 6 里親支援機関として指定することができる対象は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設とし、その他については、個別に判断する。

### （事業内容）

第 4 条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 里親制度等普及促進事業

## ア 趣旨

里親制度及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で、安心、安全に生活できるよう支援を行う。

## イ 事業内容

### （ア）普及啓発事業

里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施し、里親制度等の広報活動を行うことにより、養育里親を開拓するとともに、養子縁組を円滑に推進するため養子縁組里親を開拓する。

### （イ）里親研修事業

「横浜市里親研修実施要綱」により定められた研修の全部または一部を実施すること。ただし、専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができる。

## (2) 里親委託推進事業

### ア 趣旨

里親等への委託推進に向けた計画の策定および保護を要する児童を受け入れ、委託に関する課題解決のための支援体制を検討し、支援を行うことで、子どもの利益を図る。

### イ 事業内容

この事業は、次の（ア）及び（イ）を行うこととする。

#### （ア）里親委託等推進委員会の設置

里親委託等推進委員会の設置及び運営については、「横浜市里親委託等推進委員会設置運営要綱」に定めるとおりとする。

#### （イ）里親支援専門相談員の配置

里親支援専門相談員は、里親委託推進のため、次の活動を行う。

- ・施設実習の受入調整及び実施状況の報告
- ・交流時の見守り及び交流状況の報告
- ・里親家庭への支援（電話相談、家庭訪問、レスパイト・ケア等）
- ・養育懇談会（各児童相談所）、里親支援専門相談員連絡会、委託等推進委員会等への参画
- ・里親委託候補児童の提案
- ・その他、里親委託推進及び里親支援のために必要な活動

## (3) 里親トレーニング事業

#### ア 趣旨

子どもが委託されていない里親および認定前の里親申請者（以下、「未委託里親」という。）に対して、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

#### イ トレーニング対象となる未委託里親

この事業のトレーニング対象となる未委託里親については、養育里親、専門里親、養子縁組里親、認定前の里親申請者であって、トレーニングを受けることを希望する者のうち、児童相談所長が適当と認めた里親とする。

#### ウ 事業内容

この事業は、未委託里親の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の（ア）～（エ）について実施する。

（ア）ロールプレイ、事例検討など養育に必要なプログラムの実施

（イ）外部講師による講義の実施

（ウ）児童福祉施設等の施設及び既に子どもが委託されている里親宅における実習

（エ）その他、トレーニング過程で必要と判断した内容の実施

### (4) 里親訪問等支援事業

#### ア 趣旨

子どもを養育している里親等や一時保護委託など短期間の養育を受託している里親が社会的なつながりを持ち、適切な養育ができるよう支援を行う。

#### イ 事業内容

##### （ア）里親養育援助事業

委託児童の養育に際して日常生活上の援助が必要とされる場合に、生活を支援する者を派遣する。事業の対象者、実施方法等は、「横浜市里親養育援助事業実施要綱」に定めるとおりとする。

##### （イ）里親相互交流

里親同士の情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立を防ぐため、里親が主体となって、定期的に「里親サロン」を開催する等、里親相互の交流の場を設ける。

##### （ウ）里親等への訪問支援

現に子どもを養育している里親等や一時保護委託など短期間の養育をしている里親からの相談に応じると共に、里親等に定期的に訪問し、子どもと里親等の状況を把握し、支援等を行う。

#### ウ 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施する。また、里親等へ委託された子どもであって、虐待等により、特に専門性の高い支援が必

要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。

(ア) 資格要件

里親等相談支援員及び心理訪問支援員の資格要件については、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」に定められたとおりとする。

(実施方法)

第 5 条 前条に掲げた事業の実施にあたっては、里親、民間機関、行政が連携し、推進することとし、里親支援機関に指定されたものは、状況に合わせ、適当な事業を実施する。

(経費負担)

第 6 条 市長は、この事業の実施に必要な費用を負担するものとする。ただし、里親研修に係る交通費等については、受講者の自己負担とする。

(里親支援機関の守秘義務)

第 7 条 里親支援機関として指定を受け支援を行う場合の守秘義務については、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」に定められた事項を遵守すること。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども青少年局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用とする。
- 2 横浜市里親支援機関事業実施要綱（平成 27 年 3 月 12 日ここ第 6478 号制定）は、廃止とする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名

横浜市里親支援機関申請書

横浜市里親支援機関の指定について、横浜市里親支援機関事業実施要綱第3条に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 団体名

2 申請理由

3 添付書類

- (1) 申請団体の概要がわかる資料
- (2) 個人情報保護に関する誓約書

第2号様式

第 号  
年 月 日

所在地  
団体名  
代表者名

横浜市長

横浜市里親支援機関の指定にかかる決定通知書

年 月 日に申請のあった横浜市里親支援機関の指定について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 団体名

2 決定内容

横浜市里親支援機関（ A 型 ・ B 型）

3 留意事項

事業実施にあたって知り得た個人情報については、里親支援機関としての活動のみに使用し、守秘義務を厳守すること。